

# 高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

## (目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

## (基本的考え方)

第2条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に役立つことを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する、いずれの行為も行ってはならない。

## (高齢者虐待の定義)

第3条 高齢者虐待とは高齢者に対して行う次の行為とする。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## (利用者に対する虐待防止)

第4条 法人職員は、利用者に対し、第3条に規定する行為（以下「虐待等」という）をしてはならない。

#### (虐待防止対応責任者)

第5条 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、各所属長があたるものとする。

#### (虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は以下の通りとする。

- (1) 虐待等の事実確認及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待等の防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待等の原因の改善状況を当事者（家族含む）及び通報者への結果報告
- (4) 第三者委員への虐待等防止対応結果の報告
- (5) 法人本部、新宿区への報告

#### (虐待防止受付担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待に係る通報を行いやすくするため、法人に虐待等防止受付担当者を配置する。

- (2) 虐待防止受付担当者は、各施設職員2名があたるものとする。
- (3) 虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待等の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって他の職員が通報を受け付けることができる。
- (4) 前号により虐待等の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待等防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

#### (第三者委員)

第8条 第三者委員は、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団苦情解決の取り組みに関する要綱第5条に定めるものとする。

2 第三者委員は、第10条に規定する虐待等の通報（苦情）に基づく具体的な事案に係る委員会に出席するものとする。

#### (虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、法人ホームページへの掲載及び施設内への掲示等により、虐待防止対応について周知を図らなければならない。

#### (虐待等の通報及び発見)

第10条 利用者本人、またはその家族、職員等からの通報（苦情含む）がある時は、本指針に基づき適切に対応しなければならない。

2 職員は、虐待等を発見した際は、虐待受付担当者に通報しなければならない。

(虐待等の通報受付)

第11条 虐待等の通報は、「虐待等通報書」(様式1)によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待受付担当者は、利用者等から虐待通報を受け付けた際に「虐待等通報の受付・経過記録書」(様式2)を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする。

(虐待等の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待等の内容を「虐待等通報受付報告書」(様式3-1)により、虐待等防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待等通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

- 2 投書等匿名による虐待等通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止受付担当者から虐待等通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待等内容を確認し、「虐待等通報受付報告書」(様式3-2)によって、虐待等通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待等通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

(虐待等の解決に向けた協議)

第13条 虐待防止対応責任者は、虐待等通報の内容を解決するため、虐待等通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待等通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いを終了することができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待等通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待等通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を「話し合い結果記録書」(様式4)により記録する。

(虐待等の解決に向けた記録・結果報告)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待等通報受付から解決、改善までの経緯と

結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待等通報者に改善を約束した事項について、虐待等通報者及び第三者委員に対して「改善結果（状況）報告書」（様式5）により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、虐待等通報者が納得できる解決が図れなかつた場合には、新宿区の苦情相談窓口（各部門）及び東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。
- 4 虐待防止対応責任者は、虐待等の事実を把握した場合は、その対応状況を適時、適切に法人本部、新宿区に報告しなければならない。

#### （解決結果の公表）

第15条 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本指針に基づく虐待等防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に掲示する。

#### （虐待等防止のための職員等研修）

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待等の防止、啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。研修は新規採用時及び特別養護老人ホームは年2回以上、通所介護事業所及び居宅介護支援事業所、高齢者総合相談センターは年1回以上実施する。

- 2 研修は虐待等防止啓発研修に限らず、全人的な人格・資質の向上を目的として行うものとする。

#### （高齢者虐待等防止検討委員会の設置）

第17条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待等の防止を図るため、高齢者虐待等防止検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の委員長は、虐待防止対応責任者（所属長）とする。
- 3 委員会は、定期的及び委員長が必要と判断する時に開催する。
- 4 委員会委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- 5 委員会の詳細は、高齢者虐待等防止検討委員会設置要綱に定める。

#### （権利擁護のための成年後見制度）

第18条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、必要に応じ成年後見制度の利用を利用者及びその保護者等に啓発する。

(利用者等による当該指針の閲覧)

第19条 本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示し、またホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

附則

この指針は、令和7年10月1日より施行する。